

平成24年度

第1回 広島県道路交通渋滞対策部会

日時：平成24年7月25日（水）

15：00～

場所：広島国道事務所 5階会議室

次第

1. 開会

2. 挨拶 広島県道路交通渋滞対策部会
会長 広島県 道路企画課長

3. 議事

- ① 規約の改正について
- ② 開催主旨と広島県主要渋滞箇所（仮称）案の抽出について
- ③ その他

4. 閉会

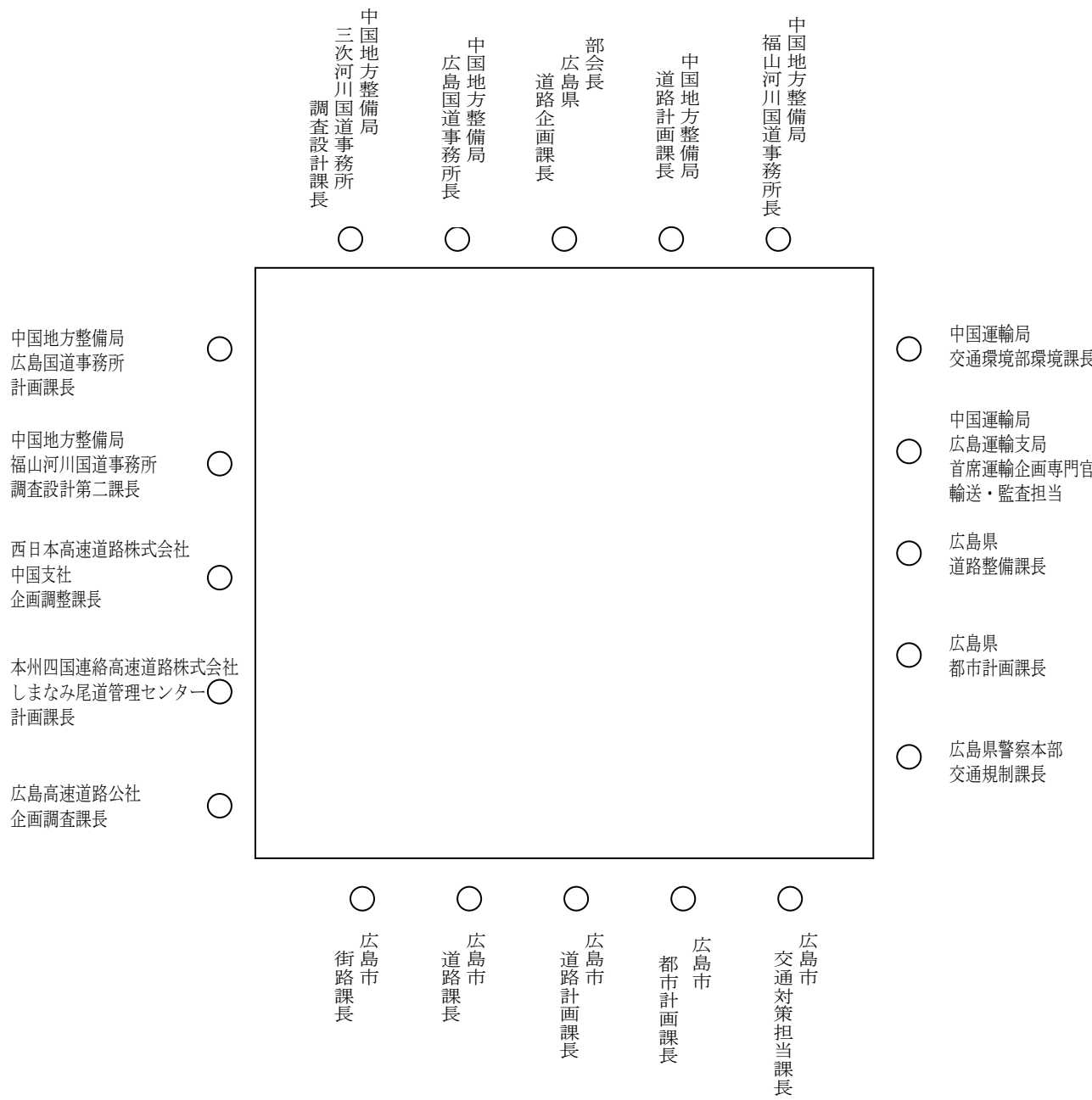
平成24年度 第1回 広島県道路交通渋滞対策部会

配布資料

資料1 規約の改正について

資料2 開催主旨と広島県主要渋滞箇所（仮称）案の抽出について

配 席 図



事務局				
○	○	○	○	○
事務局				
○	○	○	○	○

広島県道路交通渋滞対策部会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「広島県道路交通渋滞対策部会」（以下、「部会」と称す）と称する。

（設置）

第 2 条 部会は、「広島県幹線道路協議会」規約第 3 条の 4 により設置する。

（目的）

第 3 条 部会は、広島県における総合的な渋滞対策を推進することを目的とする。

（業務内容）

第 4 条 部会は、前条の目的を達成するために次の事項について検討する。

1. 渋滞対策プログラムに関すること。
2. 実施にあたっての連絡調整。
3. その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。

（組織）

第 5 条 部会は、別表に掲げる者により構成するものとする。

（役員）

- 第 6 条
1. 部会には、次の役員を置く。
部会長 1 名（広島県土木局道路企画課長とする。）
 2. 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
部会長に事故あるときは、代理の者がその職務を代行する。

（運営）

第 7 条 部会は必要に応じて部会長が召集する。

（事務局）

第 8 条 事務局は、広島県土木局道路企画課に置く。

＜付則＞

この規約は、平成 5 年 6 月 8 日から施行する。
この規約は、平成 6 年 8 月 12 日から施行する。
この規約は、平成 9 年 8 月 5 日から施行する。
この規約は、平成 14 年 3 月 28 日から施行する。
この規約は、平成 17 年 11 月 22 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 月 日から施行する。

広島県道路交通渋滞対策部会委員（案）

国土交通省中国地方整備局	広域計画課長 都市・住宅整備課長 道路計画課長 地域道路課長 交通対策課長 広島国道事務所長 広島国道事務所計画課長 福山河川国道事務所長 福山河川国道事務所調査設計第二課長 三次河川国道事務所長 三次河川国道事務所調査設計課長
国土交通省中国運輸局	交通環境部環境課長 広島運輸支局首席運輸企画専門官輸送・監査担当
広島県	◎道路企画課長 道路整備課長 都市計画課長
広島県警察本部	交通規制課長
広島市	都市計画課長 道路計画課長 道路課長 街路課長 交通対策担当課長
西日本高速道路株式会社	中国支社企画調整課長
本州四国連絡高速道路株式会社	しまなみ尾道管理センター計画課長
広島高速道路公社	企画調査課長

◎：会 長

広島県道路交通渋滞対策部会規約（案）

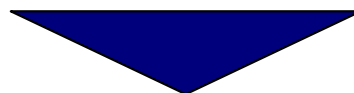
改正前	改正後
（名称） 第 1 条 本会は、「広島県道路交通渋滞対策部会」（以下、「部会」と称す）と称する。 （設置） 第 2 条 部会は、「広島県幹線道路協議会」規約第 3 条の 4 により設置する。 （目的） 第 3 条 部会は、広島県における総合的な渋滞対策を推進することを目的とする。 （業務内容） 第 4 条 部会は、前条の目的を達成するために次の事項について検討する。 1．渋滞対策プログラムに関すること。 2．実施にあたっての連絡調整。 3．その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。 （組織） 第 5 条 部会は、別表に掲げる者により構成するものとする。 （役員） 第 6 条 1．部会には、次の役員を置く。 部会長 1 名（広島県<u>道路企画室長</u>とする。） 2．部会長は部会を代表し、会務を総括する。 部会長に事故あるときは、代理の者がその職務を代行する。 （運営） 第 7 条 部会は必要に応じて部会長が召集する。 （事務局） 第 8 条 事務局は、広島県<u>土木建築部道路総室道路企画室</u>に置く。 ＜付則＞ この規約は、平成 5 年 6 月 8 日から施行する。 この規約は、平成 6 年 8 月 1 2 日から施行する。 この規約は、平成 9 年 8 月 5 日から施行する。 この規約は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。 この規約は、平成 1 7 年 1 1 月 2 2 日から施行する。	（名称） 第 1 条 本会は、「広島県道路交通渋滞対策部会」（以下、「部会」と称す）と称する。 （設置） 第 2 条 部会は、「広島県幹線道路協議会」規約第 3 条の 4 により設置する。 （目的） 第 3 条 部会は、広島県における総合的な渋滞対策を推進することを目的とする。 （業務内容） 第 4 条 部会は、前条の目的を達成するために次の事項について検討する。 1．渋滞対策プログラムに関すること。 2．実施にあたっての連絡調整。 3．その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。 （組織） 第 5 条 部会は、別表に掲げる者により構成するものとする。 （役員） 第 6 条 1．部会には、次の役員を置く。 部会長 1 名（広島県<u>土木局道路企画課長</u>とする。） 2．部会長は部会を代表し、会務を総括する。 部会長に事故あるときは、代理の者がその職務を代行する。 （運営） 第 7 条 部会は必要に応じて部会長が召集する。 （事務局） 第 8 条 事務局は、広島県<u>土木局道路企画課</u>に置く。 ＜付則＞ この規約は、平成 5 年 6 月 8 日から施行する。 この規約は、平成 6 年 8 月 1 2 日から施行する。 この規約は、平成 9 年 8 月 5 日から施行する。 この規約は、平成 1 4 年 3 月 2 8 日から施行する。 この規約は、平成 1 7 年 1 1 月 2 2 日から施行する。 <u>この規約は、平成 2 4 年 月 日から施行する。</u>

（改正前）		（改正後）	
（別 表）		（別 表）	
国土交通省中国地方整備局	広域計画課長 都市・住宅整備課長 道路計画課長 地域道路課長 交通対策課長 広島国道事務所長 <u>広島国道事務所調査設計第一課長</u> <u>広島国道事務所調査設計第二課長</u> <u>広島国道事務所管理第一課長</u> <u>広島国道事務所管理第二課長</u> <u>広島国道事務所交通対策課長</u> 福山河川国道事務所長 福山河川国道事務所調査設計第二課長 <u>福山河川国道事務所道路管理課長</u> 三次河川国道事務所長 三次河川国道事務所調査設計課長 <u>三次河川国道事務所工務課長</u>	国土交通省中国地方整備局	広域計画課長 都市・住宅整備課長 道路計画課長 地域道路課長 交通対策課長 広島国道事務所長 <u>広島国道事務所計画課長</u> 福山河川国道事務所長 福山河川国道事務所調査設計第二課長 三次河川国道事務所長 三次河川国道事務所調査設計課長
国土交通省中国運輸局	<u>交通環境部環境・安全防災課長</u> <u>広島運輸支局輸送課長</u>	国土交通省中国運輸局	<u>交通環境部環境課長</u> <u>広島運輸支局首席運輸企画専門官輸送・監査担当</u>
広島県	◎ <u>道路企画室長</u> <u>道路保全室長</u> <u>都市企画室長</u> <u>都市整備室長</u>	広島県	◎ <u>道路企画課長</u> <u>道路整備課長</u> <u>都市計画課長</u>
広島県警察本部	交通規制課長	広島県警察本部	交通規制課長
広島市	<u>交通環境担当課長</u> 交通対策担当課長 <u>都市計画担当課長</u> 道路計画課長 道路課長 街路課長	広島市	<u>都市計画課長</u> 道路計画課長 道路課長 街路課長 交通対策担当課長
西日本高速道路株式会社	<u>中国支社交通技術チームリーダー</u>	西日本高速道路株式会社	<u>中国支社企画調整課長</u>
本州四国連絡高速道路株式会社	しまなみ尾道管理センター計画課長	本州四国連絡高速道路株式会社	しまなみ尾道管理センター計画課長
		<u>広島高速道路公社</u>	<u>企画調査課長</u>
◎：会 長		◎：会 長	

広島県における今後の渋滞対策の推進について

◆背景

- 「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ（高速道路のあり方検討有識者委員会 平成23年12月）」において、効率性を阻害する渋滞ボトルネック対策の重要性が指摘された。
- 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会においても、渋滞対策を含め、道路利用の適正化が議論されている。
- 交通観測技術の進展・普及により、道路交通状況の詳細に係るデータが容易に取得可能となるなど、観測環境に大きな改善が見られる。



◆方針

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図る。



◆具体的な進め方

- 統一的なデータによる客観的な分析を基本としつつ、道路利用者の意見や地域性を反映した評価軸の検討により、地域の実感にあった箇所を特定。
- 特定された課題箇所の対策に係る検討を進め、対応に係る基本方針をとりまとめる。

広島県主要渋滞箇所(仮称)の考え方

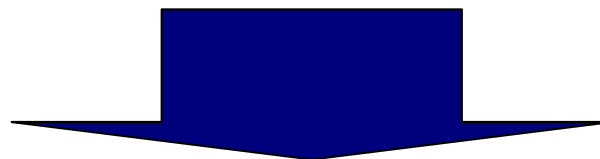
◆今までは・・・

渋滞が著しい箇所について道路管理者が渋滞長・渋滞区間通過時間調査などを行い、その結果をもって以下の定義により設定。

(主要渋滞ポイントの定義)

- ・一般道路(DID内): 最大渋滞長1,000m以上、または最大通過時間10分以上
- ・一般道路(DID外): 最大渋滞長500m以上、または最大通過時間5分以上

→H17Co2アクションプログラムにて広島県58箇所を設定



◆今回の広島県主要渋滞箇所(仮称)は・・・

H22道路交通センサスデータ等を用いて算出した交差点損失時間(人時間/年)を基に、段階毎に指標を設けて設定

→広島県 主要渋滞箇所(仮称)として設定

広島県主要渋滞箇所の考え方(民間プローブデータについて)

◆民間プローブとは・・・

道路利用者への情報提供による走行支援や物流事業者による運行管理、タクシー業者による配車管理などを目的に、民間事業者等により収集されるプローブ情報のことを意味する。

→一般車両に搭載したカーナビにより、走行データ(位置、時間、速度)を蓄積

○特徴

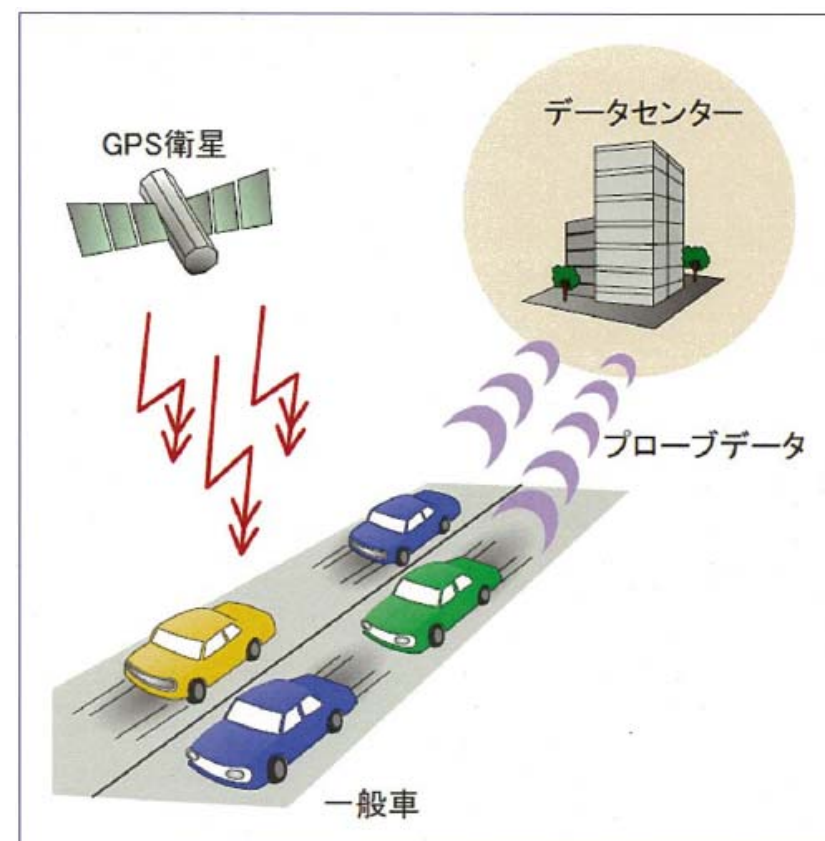
- ・民間プローブデータの最大の特徴はデータ数の多さ
- ・従来の渋滞長・渋滞区間通過時間調査が任意の1日の調査結果を年間の平均的なデータとして取り扱ってきたのに対し、民間プローブでは365日24時間分のデータ取得可能。
- ・基本的に、対象車両が通過すれば全道路区間のデータ取得可能

→1年を通して全ての時間帯でのデータ整理が可能に

○データの詳細

- ・データの収集方法:一般車両のカーナビを利用し、データを収集(右イメージ参照)
- ・データ取得可能日数:365日24時間
- ・データ取得可能区間:対象車両が通過した全道路区間

▼民間プローブデータ取得イメージ



広島県主要渋滞箇所(仮称)特定の 考え方(案)

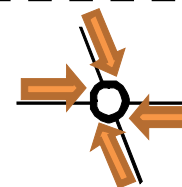
渋滞の課題の大きさを**交差点損失時間**で
評価

昼間12時間

ピーク時間帯

しきい値の例
80万人時間/年相当
(混雑時の流入が20km/h以下に相当)

交差点損失時間:
交差点に流入する区間で生じている損失時
間(自由に走行できる状態からの遅れで、
利用者が損失している時間)の合計



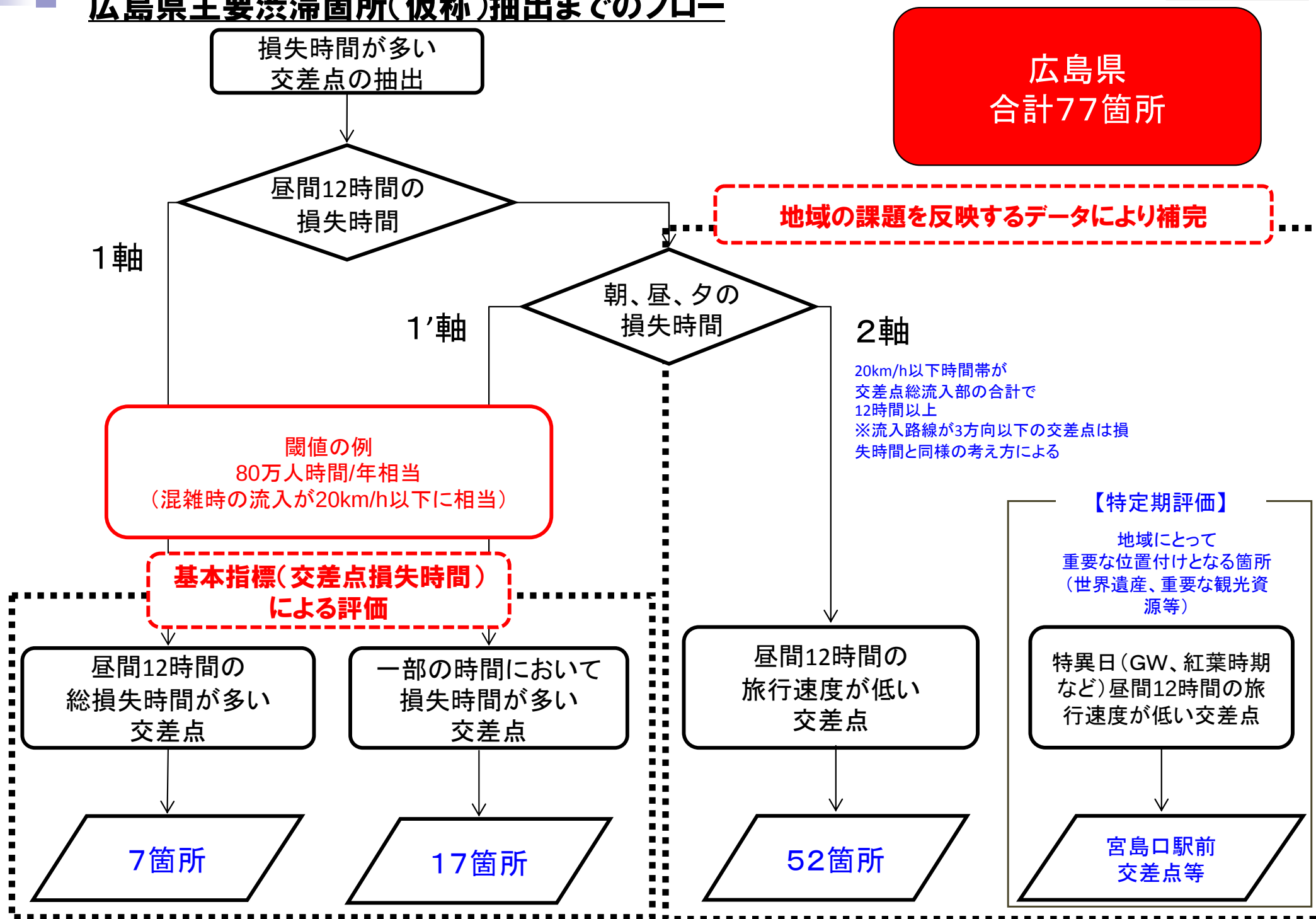
地域の課題を反映するデータによる補完

- ・平均旅行速度
- ・観光地等の休日特性
- ・大規模商業施設や踏切の影響 等

地域の実感の反映

主要渋滞箇所の候補

広島県主要渋滞箇所(仮称)抽出までのフロー

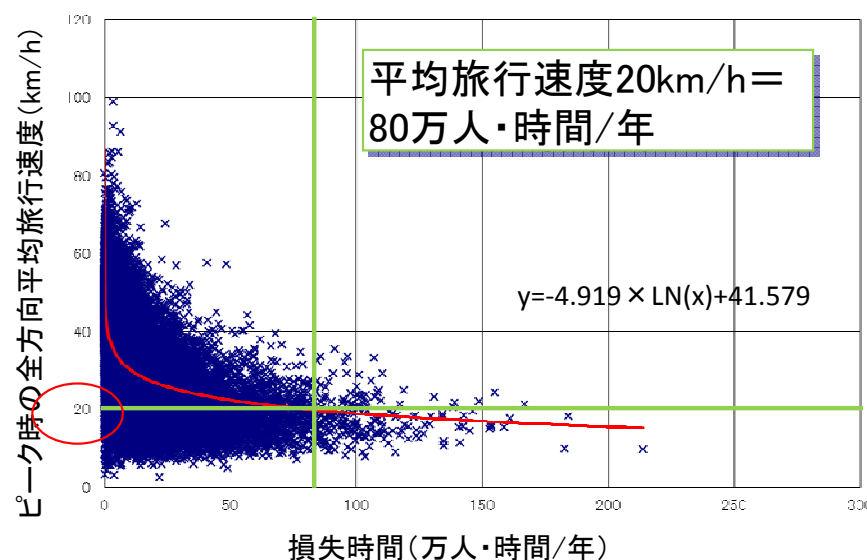


(1)1軸:交差点損失時間が80万人・時間／年以上の箇所

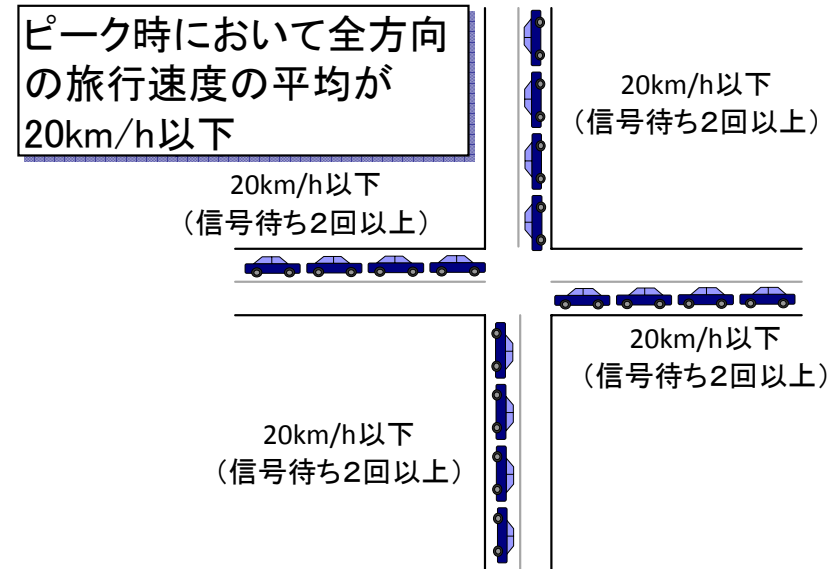
80万人・時間/年とは・・・

終日混雑している交差点で、特にピーク時には全方向の旅行速度の平均が20km/h以下(信号待ち2回以上)となるような箇所

【損失時間とピーク時の全方向旅行速度の平均値との関係】



【交通状況のイメージ】



※交差点全方向合計で80万人・時間／年以上

(2)1'軸:1軸以外で朝・昼・夕のいずれかの交差点損失時間が182.6人・時間／時以上の箇所

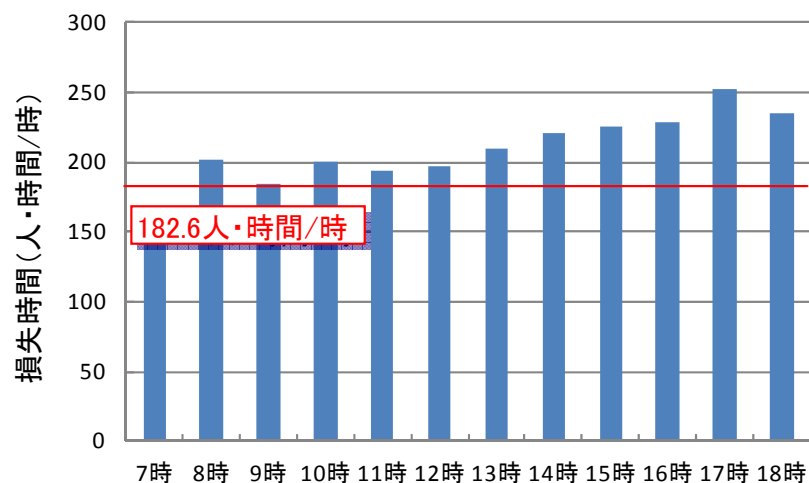
1軸には対象とならないが、朝・昼・夕のいずれかには1軸と同程度の混雑となるような箇所

$$80\text{万人}\cdot\text{時間}/\text{年} \div 365\text{日} \div 12\text{時間} = 182.6\text{人}\cdot\text{時間}/\text{時}$$

※交差点全方向合計で182.6人・時間／年以上

【1軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

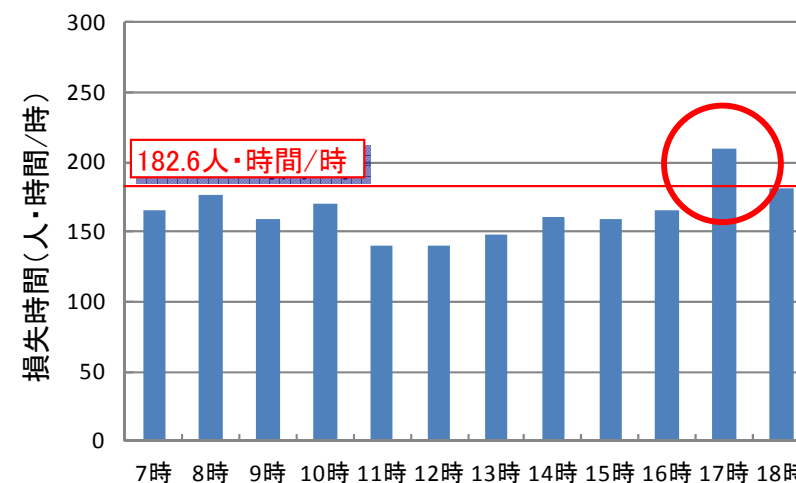
終日混雑が発生



さらに
1'軸では

【1'軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

朝・昼・夕のいずれか1軸と同レベルの混雑が発生



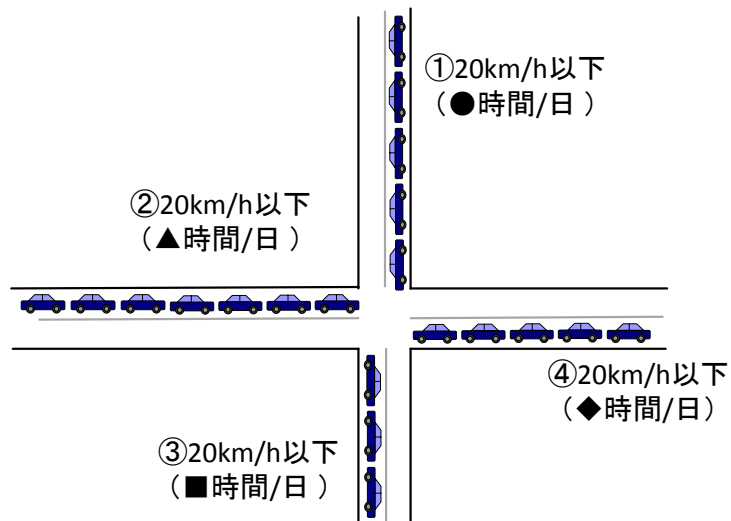
(3)2軸:1軸、1'軸以外で昼間12時間の旅行速度が低い箇所

交差点全方向の昼間12時間の旅行速度のうち、20km/h以下となる時間数が12以上存在する箇所

2軸:平均速度20km/h以下が延べ12時間/日以上

全方向の旅行速度20km/h以下の時間の総計が12時間/日以上

12h以上 = ● + ▲ + ■ + ◆



12時間以上(例)

= ピーク時6h(朝夕各3h) × 2方向 or
= 3h × 4方向 等

$12h / 48h(4方向 \times 12h) = 25\%$

* 2方向: ピーク時に直交する2方向の道路が共に渋滞し、
信号等制御による緩和が困難な場合などを想定

(参考)混雑を表す20km/h以下の根拠

・JARTICや公安委員会等では、20km/h以下を混雑・渋滞の指標としている。

・道路交通情報センターにおける渋滞・混雑の定義



通行止	事故等	混雑
チェーン規制	渋滞	他の規制
調整中		

道路交通情報Now!! では、渋滞を「赤色」、混雑を「だいだい色」で表示し、下表のように定められています。

区分	高速道路	都市高速道路	一般道路
渋滞	時速 40km以下	時速 20km以下	時速 10km以下
混雑	--	時速 20km ~ 40km	時速 10km ~ 20km

<http://www.jartic.or.jp/>

・国家公安委員会における渋滞・混雑の定義

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

・資料: 国家公安委員会告示第12号

・警視庁による渋滞の判定基準

期 間: 平成17年1月1日～12月31日の間

時 間: 午前7時00分～午後7時00分の12時間

測定区間: 都内一般道路～2,300km 都内首都高速道路～363km

判定基準: 道路上における車両の交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態

数 値: 平日における1時間平均渋滞長

平日平均: 土曜、日曜、休日及び特殊日(1月1～3日、12月29～31日)を除く平日の平均

【注】平成16年版の「警視庁交通年鑑」から、平成12年より収集していた測定区間が変更された統計データを使用している。そのことから、平成15年版以前の「警視庁交通年鑑」との対比は行えない。

・資料: 警視庁, 警視庁交通年鑑

広島県主要渋滞箇所（仮称）抽出案 一覧

◇1軸

No.	交差点名称	路線名	市区町村
1	明神町	一般国道2号	福山市
2	府中分かれ	一般国道2号	福山市
3	出汐町	一般国道2号	広島市南区
4	祇園新橋南詰	一般国道54号(祇園新道)	広島市東区
5	広尾	一般国道182号	福山市
6	動物園入口	広島豊平線	広島市安佐南区
7	伊勢丘入口	一般国道2号	福山市

◇1'軸

No.	交差点名称	路線名	市区町村
8	牛田駅南	一般国道54号(祇園新道)	広島市東区
9	大塚駅北	広島湯来線	広島市安佐南区
10	庚午橋西詰	霞庚午線	広島市西区
11	紙屋町	一般国道54号	広島市中区
12	福山郵便局前	一般国道2号	福山市
13	白神社前	一般国道54号	広島市中区
14	東雲インター入口	一般国道2号	広島市南区
15	庚午三差路	一般国道2号	広島市西区
16	観音本町	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区
17	西原駅南	一般国道54号(祇園新道)	広島市安佐南区
18	洗谷三差路	福山靱線	福山市
19	十九軒屋(北)	一般国道182号	福山市
20	広島西飛行場入口	南観音観音線	広島市西区
21	福山市民病院入口	一般国道182号	福山市
22	中深川	広島三次線	広島市安佐北区
23	入江大橋北詰	福山港線	福山市
24	中山踏切	府中祇園線	広島市東区

◇特定期指標

No.	交差点名称	路線名	市区町村
77	宮島口駅前	一般国道2号	廿日市市

◇2軸

No.	交差点名称	路線名	市区町村
25	神島橋西詰	一般国道2号	福山市
26	赤坂BP入口	一般国道2号	福山市
27	三吉町北	一般国道313号	福山市
28	鶴ヶ橋南詰	一般国道313号	福山市
29	道照	一般国道2号	東広島市
30	溝迫	一般国道2号	東広島市
31	志和インター入口	一般国道2号	東広島市
32	円城寺入口	一般国道375号	東広島市
33	西条西	一般国道486号	東広島市
34	休山トンネル西口	一般国道185号	呉市
35	休山トンネル東口	一般国道185号	呉市
36	仁方第2トンネル西口	一般国道185号	呉市
37	音戸大橋	一般国道487号	呉市
38	小字羅字	一般国道2号	広島市安芸区
39	仁保二丁目	一般国道2号	広島市安芸区
40	中央陸橋南詰	一般国道2号	広島市佐伯区
41	安佐北区民文化センター入口	一般国道54号(可部バイパス)	広島市安佐北区
42	191号分れ	一般国道54号	広島市安佐北区
43	桐陽台入口	一般国道54号	広島市安佐北区
44	中筋1丁目	一般国道54号(祇園新道)	広島市安佐南区
45	中須1丁目	一般国道183号	広島市安佐南区
46	古市	一般国道183号	広島市安佐南区
47	古市橋駅前	広島豊平線	広島市安佐南区
48	矢賀新町2丁目	広島中島線	広島市東区
49	下温品	広島中島線	広島市東区
50	西広島バイパス入口	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市西区
51	西観音町電停東	比治山庚午線	広島市西区
52	仁保	一般国道2号	広島市南区
53	平野橋東	一般国道2号	広島市南区
54	荒神町	広島海田線	広島市南区
55	仁保橋東詰	広島海田線	広島市南区
56	稲荷町	広島海田線	広島市南区
57	荒神三差路	広島三次線	広島市南区
58	県立広島大前	翠町仁保線	広島市南区
59	大正橋	広島三次線	広島市南区
60	常盤橋東詰	広島三次線	広島市南区
61	新観音橋東詰	一般国道2号(西広島バイパス)	広島市中区
62	広島市役所前	一般国道2号	広島市中区
63	県立総合体育館前	一般国道54号(祇園新道)	広島市中区
64	白島駅北	一般国道54号(祇園新道)	広島市中区
65	南千田橋東詰	霞庚午線	広島市中区
66	舟入南6丁目	霞庚午線	広島市中区
67	吉島1丁目	霞庚午線	広島市中区
68	御幸橋西詰	広島港線	広島市中区
69	広瀬小学校北東	一般国道183号	広島市中区
70	大正	一般国道2号	海田町
71	日の出町	矢野海田線	海田町
72	平谷	呉平谷線	熊野町
73	新大洲橋東詰	広島海田線	府中町
74	東部流通団地北	一般国道31号	坂町
75	榎浦橋東詰	一般国道2号	廿日市市
76	みどり橋東詰	一般国道2号	大竹市

(No.1: 広島市・呉市・東広島市・廿日市市周辺)



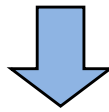
交差点名

広島県主要渋滞箇所（仮称）抽出案 箇所図（No.3：福山市・三原市周辺）

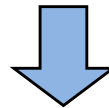


検討の流れ

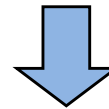
- ・交通基礎データの共有
 - ・意見交換 等
- 第1回部会の開催(H24.7.25)



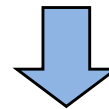
広島県主要渋滞箇所(仮称)の素案の決定



パブリックコメント等を含めた
広島県主要渋滞箇所(仮称)の特定



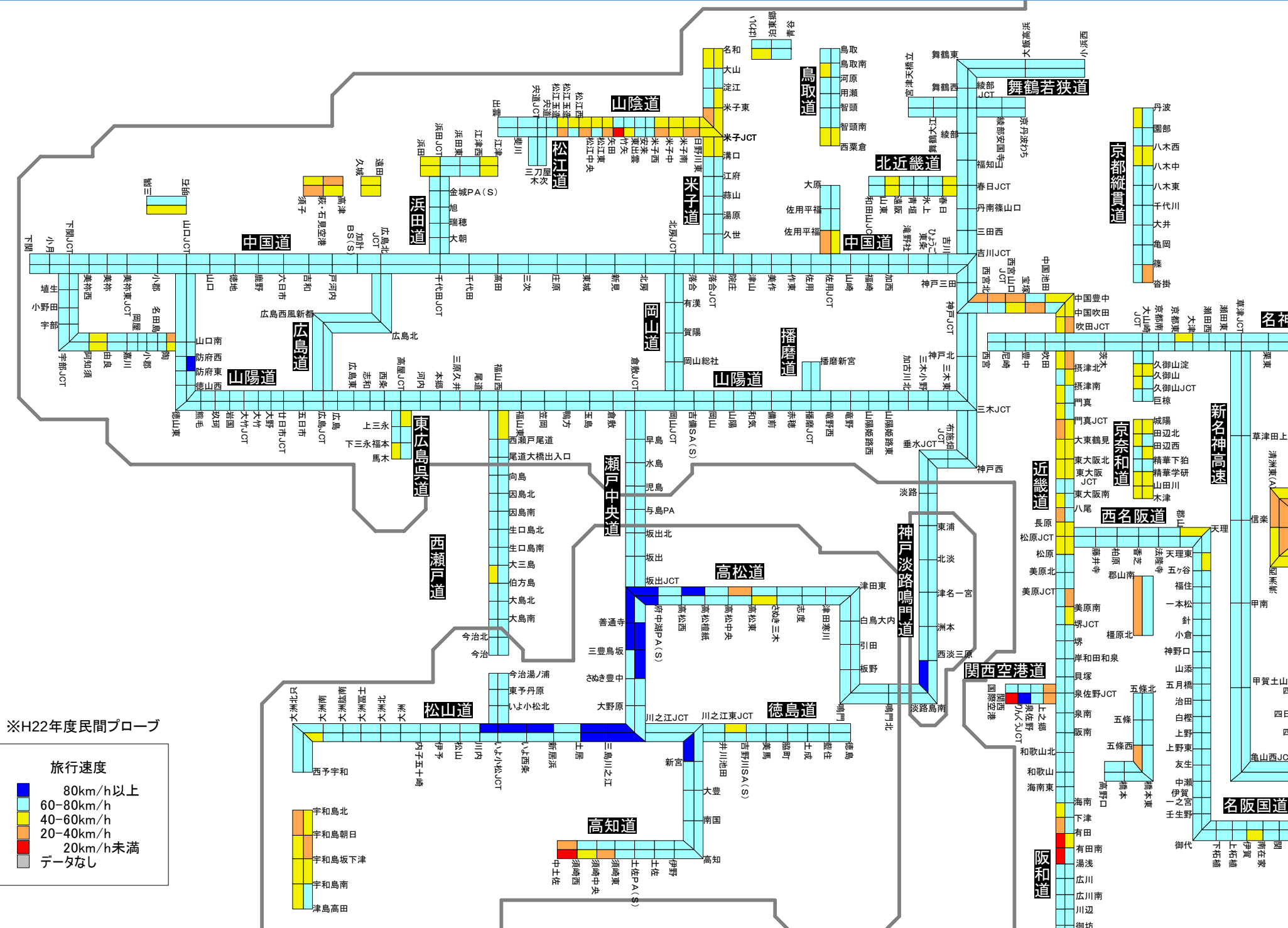
ソフト・ハードも含めた対策の検討等



検討結果のとりまとめ

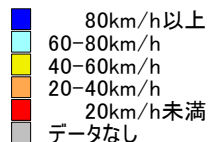
高速5%タイル速度図(平日)

<参考資料>



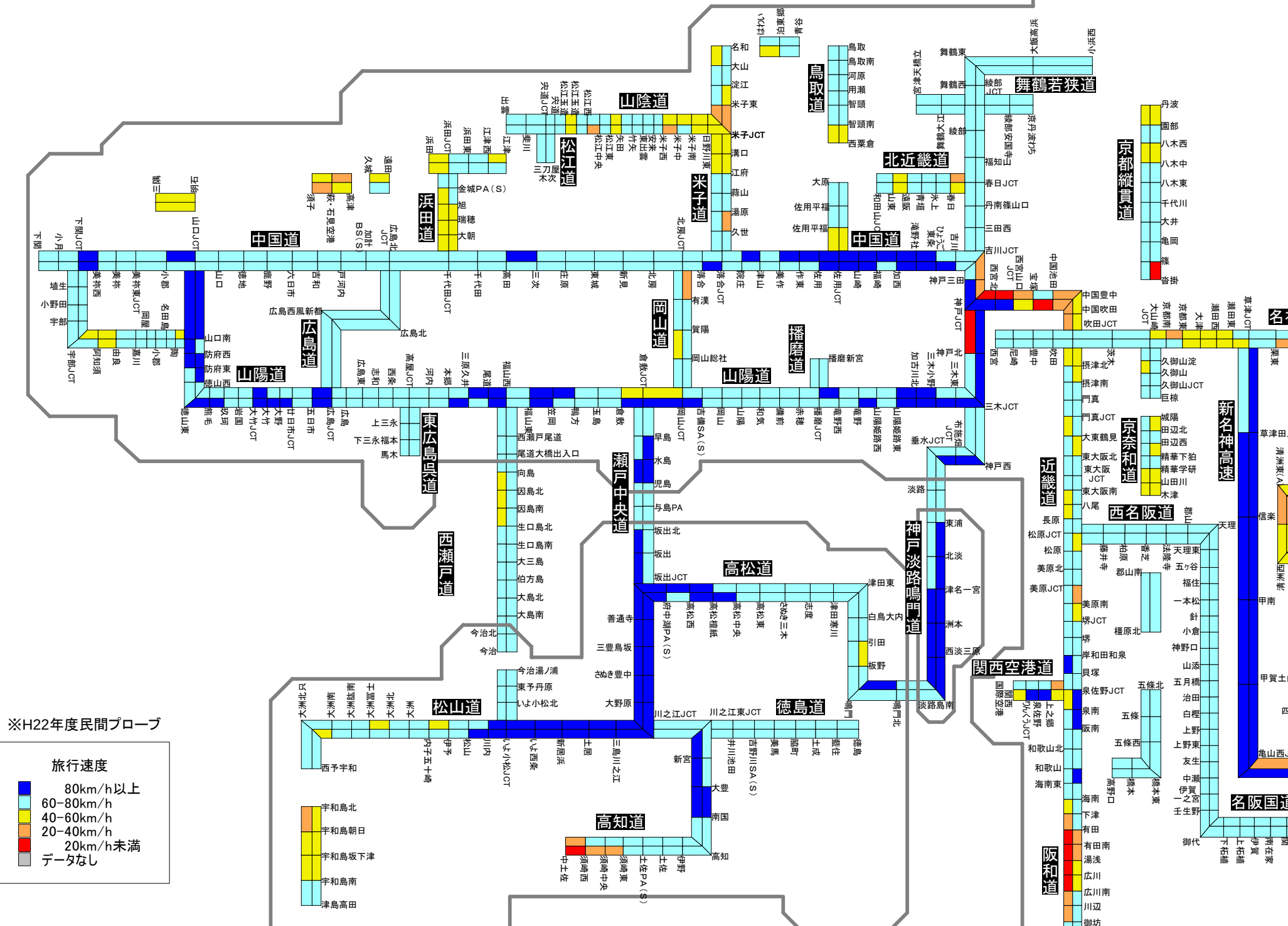
※H22年度民間プローブ

旅行速度



高速5%タイル速度図(休日)

<参考資料>



※H22年度民間プローブ

旅行速度

